

氏 名	おかもとみつお
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 396 号
学位授与の日付	平成 12 年 9 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	平和学——その軌跡と展開

論文調査委員 (主 査) 教授 加藤 尚 武 教授 柏倉 康 夫 教授 永 井 和

論 文 内 容 の 要 旨

本論文(岡本三夫『平和学』法律文化社、1999年に別紙コメントを加えたもの)の特徴

本論文は、「平和学」というまったく新しい学問領域を確立するために、内外の研究機関で永年にわたり指導的な役割を果たしてきた論者が、主として第二次大戦以後の戦争と平和に関する、国際政治学、経済学、倫理学などあらゆる学問分野における、戦争と平和に関する理論的主張を批判的に吟味しつつ、真に総合的な平和学のあり方を示し、なおかつ平和学の教育と研究の国際的な比較調査研究の成果を集約して発表したものである。

本論文は第一部「平和学の創造と軌跡」と第二部「平和学の制度化の国際比較」から成り立っている。第一部は、平和学の理論的な全体像を示したもので、特に系統的に平和学説史という形態のものではない。第二部は平和学の教育状況を中心とした米国、ドイツ、日本の比較研究である。

本論文の基本的な論点

平和を論ずる際のもっとも基本的な論点は、平和を「戦争の不在」という消極的なものとしてとらえるか否かという問題である。もしも「戦争の不在」が平和であり、好ましい生存のあり方であるとすれば、暴力など人権の侵害が恒常的に行われている社会は平和であることになる。論者の基本的な立場は、ノルウェー人ガルトゥンク(Johan Galtung)の立場である。ガルトゥンクの基本的視点では、ある人にたいして影響力が行使された結果、彼が現実的に肉体的、精神的に実現しえたものが、彼のもつ潜在的実現可能性を下まわった場合、そこには暴力が存在するとされる。つまり「暴力」とは、潜在的実現可能性を侵害する影響力である。これに対して通常の狭義の暴力概念では、肉体的無力化または健康の剥奪という行為、その極端な形態が殺人行為、が、行為主体により意図的に行なわれた場合にのみ暴力が行使されたことになる。もし暴力の意味することがこれにつきるなら、そして平和がこの意味での暴力の否定とみなされるならば、理念としての平和を追求するうえで、この暴力概念はあまりにも寛大といわねばならない。受け入れることがきわめて困難である社会秩序さえも、平和と両立しうることになる。それゆえ、暴力概念をより広く定義することがぜひとも必要となる。このような否定すべき状態をガルトゥンクは「構造的暴力」と呼んで、「平和」と対比している。

ここから途上国を特徴づける貧困、飢餓、疾病、抑圧、不公正、人権無視、無秩序、売春、汚職というより「深刻な非平和状況」(105)と日本のような凶悪犯罪、自死、政治の腐敗、官僚の汚職、不況、倒産、失業、就職難、いじめ、病気、老後への不安、福祉の後退などの「非平和」が区別されるが、しかし、いづれにせよ「戦争がない状態—平和な状態」という等式は成立しないと論者はいう。こうして貧困と人権侵害という広範な「非平和」と核兵器廃絶という課題とが密接なつながりのなかで考察されることになる。

本論文の第一部では平和と社会福祉、人権問題との関連を論じた部分にもっとも多く紙幅が与えられ、狭い意味での平和論、たとえば核廃絶論は相対的には少ない紙幅で論じられている。

狭い意味での平和論としては、いわゆる抑止論批判が中心的な論点となっている。抑止論とはたとえば核抑止論では核兵器を保有し、兵力のバランスをとることが平和を維持する現実的な方法であるという理論である。これに対して論者は、社

会福祉による貧困の撲滅と政治的民主化こそが平和の支えであるという平和学の基本的な主張を対置（第四章第四節）しつつ、第二次世界大戦の終結時点での核兵器の使用に戦略的必然性が成立しない、恐怖心に基づく合理的な抑止機能が発動するという理論は、合理性と恐怖心という非合理性の共存という矛盾を内包しており、核抑止のための現実的方策というよりは神話的なものであると批判する。しかも核抑止論が、殲滅型抑止論から限定核戦争論へと移行していった経過をみれば、核抑止論が実は核戦争の予防という目的を放棄していることが判明すると論者は指摘している。

論者の基本的な視点は次のように述べられている。「戦争のない世界は人類の夢であり、特に兵器の破壊力が極大化した現代においては、その重要性に異論を唱える論者はまずいないだろう。核兵器や生物・化学兵器などの大量破壊兵器を使用する戦争はいうまでもないが、在来兵器の破壊力も飛躍的に大きくなっており、ヴェトナム戦争やペルシャ湾岸戦争を振り返ってみるならば明らかなように、人間と自然に対する現代戦争の過酷な暴力は筆舌に尽くせない。あえて正義の戦争と侵略戦争を区別せず、戦争それ自体を悪として捉え、戦争という暴力手段による国際紛争の解決を一切否定した日本国憲法の歴史的意義はまさにここにある。」（102—103）

正義の戦争という理論（正戦論）に対して、論者は「正戦論は戦争そのものの抑制と戦闘行為における暴力の抑制の両方に焦点を当てたもの」という評価を示しているが、

- ①戦争は正統な最高権力機関によって布告されなければならない（国家権力による宣戦布告、停戦条件の提示、宣戦動機の公示）。
- ②戦争遂行には正当な根拠または意図がなければならない（正当防衛、被抑圧者の救済、秩序の回復）。
- ③戦争は最後の手段としてのみ行われるものでなければならない（あらゆる外交手段の活用）。
- ④戦争は釣合いの原則に基づいて行われねばならない（目的と手段の釣合い、〈目的のためには手段を選ばず〉という政策の抑制）。
- ⑤戦争には相当な成功の見込みがなければならない（勝算の必要性。国民的自殺行為・勝者なき戦争は回避）。
- ⑥戦争は可能な限り節度をもってなされなければならない（殺傷の抑制（殺すよりは捕虜に）、非戦闘員の人命尊重、捕虜の人道的処遇）。
- ⑦戦勝した場合には敗者に対する憐れみがなければならない（敗者に対する過度の屈辱の抑制、復興援助、無条件降伏の回避）。（Cf. Charles P. Lutz & Jerry L. Folk: *Peaceways*, Augsburg Pub. House, 1982. pp. 146-149. 論者が本論文以外の文献で引用しているもの）

というのが、正戦論の骨格である。するとこれは戦争を遂行する条件を示したものと言えるのであって、論者の立場と一致しうるがどうかは疑問である。

「核の呪縛」からの脱却の方法として論者が追求しようとするのは、基本的にはガルトゥンクの提唱する holistic approach であり、安全保障、防衛、科学技術、エネルギー、環境、金融、交通、産業、情報、教育、労働、医療の holistic な連関（第5章第3節）を戦争パラダイムから平和パラダイムに転換する方法を追求するべきであると主張している。

本論文の第二部（全四章）では、平和学研究の国際的な動向と各国の大学での平和学の授業内容とが調査報告されている。英国ではアンケート調査の結果、何らかの平和学の授業をおこなっている大学が28校、行っていないものが101校、不明が10校である。そのカリキュラムの内容についても詳細な報告がなされているが、holistic approach という特徴が現れている。

アメリカの一八九大学で行われている二三五講座（全大学の5.66%）の平和学の調査報告では、平和学の学士号を提供している大学が17校、修士号を提供している大学が6校という状況で、その教育の内容はきわめて多岐にわたっている。

ドイツでは主要な7つの平和学研究所の活動のほかに、大学に関して12校の大学での平和学の研究・開講状況が報告されている。

日本では平和学関連の開講は、国公立校の28.14%に及び、文部省のカリキュラム自由化の方針と重なって米ソ冷戦後に開講数が増大している。

国際的に平和学の方法論的な精密化が図られると同時に平和学の教育場面での拡張という趨勢が指摘されている。これらの調査報告は、主要な大学の講義シラバスを採録するなど極めて詳細なもので、その一つ一つは大学の講義全体のなかでは極めて小さい時間配分を得ているものであるが、その全世界的な現状を浮かび上がらせ、学問世界全体のなかでの平和学の

着実な歩みを表現することに成功している。それは同時に単に学問世界の内部だけの動向ではなく、世界全体の平和への理想的歩みがどのように進められているかを物語るものでもある。

口頭試問は論文調査委員三名の側から次の質問項目を提示して、平成12年6月26日に行われた。括弧内の数字は、岡本三夫『平和学』（法律文化社、1999年）のページ数である。ただし質問項目に引用されたさまざまな文献は、本報告では省略してある。

1, 消極的平和と積極的平和

（1章と3章とは相互の関連度が高く、独立性が認められない。）

「消極的平和」狭い意味での平和「戦争の不在」と広い意味での平和「非平和の不在」繁栄、秩序、安全、正義……（44）とはどのような関係があるのか。凶悪犯罪、自死、政治の腐敗、不況……までが「平和だとは思わない」（105）根拠と見なされるなら、「平和」とは、王道楽土、いいことづくめのユートピアとなってしまう。インド的「非平和」（ダスグプタ6）を「平和」として評価していいかという問題意識と、消極的平和と積極的平和はべつの問題なのではないか。戦争状態と同じくらいに不幸をもたらしている平和状態が存在するということは、あらゆる不幸から解放されなければ「平和」は達成されないと考える必然性を意味しない。「消極的平和の積極的価値」（43）という概念は、つまり「戦争の不在」という狭い意味での平和の価値のことであって、〈積極的平和〉と同義ではない筈である。広い意味での平和、〈積極的平和〉〈構造的暴力の不在〉（228）はすべての肯定的な価値を包含するものとなり、ほとんど幸福、善、福祉、安寧などかわりなくなってしまう。（237の図表参照）

本論文の全体的な性格付けが、むしろガルトウングの「構造的暴力」という視点を、全面的に拡大したものと言えるのではないか。

回答：基本的にはガルトウングに従うが、しかし、核兵器廃絶のための個別的な課題をも平和学は包括する。

2, 平和学の可能性

（2章の3節、4節は自然科学の相対性（58、65）という主張をクーンを拠り所に主張するにとどまり、学としての平和学の可能性に言及するにはいたっていない。）平和学は、脱領域的（68—72）で、ホリスティック（75、214）なシステム論（76）を採用し、なおかつ体験学習としてのエクスポージャー（80—86）を重視するとされているが、ニューカムの図（69）にみられるようなさまざまな既成の学問領域と体験学習の関連性はどのように考えられているのだろうか。体験学習にはまったくシステム性が欠落している。まったく異質の方法を混合したものが平和学なのだろうか。

回答：平和学には理論的側面とそれを学習するものの実践的側面が存在するのであって、体験学習に固執するものではない。

3, 哲学としての平和学

平和学は、被爆者への共感を原点とする哲学的営為であって、平和のための「ノーハウ」ではない（88）と筆者はいう。（しかし、第4章では戦争予防のための福祉が提案される）ヨーロッパに平和哲学の可能性がないという梅原引用（90）はたぶん文化ナショナリズム的であって、このような独善は「近代の超克」論と通じているのではないか。哲学としての平和学の可能性は、反西欧、反近代主義にあるのか。

回答：平和学が反西欧的な性格を持つという主張は、いままでの西欧文化のあり方への反省を要求するという意味で述べてるのであって、平和学が日本の文化ナショナリズムに加担するという趣旨ではない。

4, 戦争の予防としての社会福祉

第4章では、平和でなければ良い資源配分はできない（トレッカー、175）という前提を覆して（177）、良い資源配分（社会福祉）は平和の条件であるという帰結、「福祉は戦争予防的効果をもっている」（183）が引き出される。60億の衆への福祉は平和の代償であると筆者はいう。ここには一般民衆の貧困が戦争の原因であるという考え方が密かに前提されていると思う。また社会福祉には軍備費を節約させるという意味もある。しかし、戦争の一般的な要因ではあっても、貧困が戦争の引き金を引くわけではない。貧困原因説では、主権としての行為として戦争を見る視点が抜けている。戦争の直接的な原因は何であり、なぜ大国は、地域紛争の当事者は戦争の引き金を引くのか。

回答：社会福祉の充実が戦争に対して予防的に働くという因果性は否定できない。しかし、個別的な紛争の発端では、必

ずしも貧困に由来するとは言えないような事例も存在する。

5, 攻撃性生得論批判 (216—218, 「平和学を創る」 126—134)

「元来、人間は平和的な動物で、……人類学では定説」(217)では、モンターギュ『暴力の起源』が参照されている。戦争を国家主権に固有の行為としてみる視点ではなく、人間の一般的な行為として見ている。

攻撃性生得論批判の趣旨が分からない。「人間は平和的な動物」であるというのはデズモンド・モリスやローレンツから帰結する「生得的」攻撃性が存在しないという「非攻撃性生得論」の主張をしているように受け取れる。これに対して「攻撃性に関して人間に生得的要因は存在しない。社会的権力性などの外部文化環境が攻撃性を生み出す」という外部文化環境説もありうる。また「人間は生得的には、攻撃的にも平和的にもなる素質をもっているが、戦争を生み出すのは生得的ではない条件の複合による」という両可能性生得説もある。どのようなレベルでの攻撃性生得論批判であるかが、分からない。

(この質問は面接調査の時に回答に長時間を要すると思われたので省略した。)

6, 広島・長崎への原爆投下について

戦争を終結させる目的で投下したというのは、ウソであるという論述(194—196)は、戦争を終結させる目的であることがウソではなく真実であるなら投下は正当化されるという含意であるか。自衛権(戦争終結のための戦闘行為は正当化される)という根拠から、原爆投下を正当化することは原則として認めるが、原爆投下が戦争終結のために不可欠であるという事実認識が間違っていたという認識の錯誤批判になるのか。

回答：原爆投下が戦争終結に導いたという因果関係が真実であったとしても、原爆投下が非人道的な行為であるという事実は変わりがないので、原爆投下がそれによって正当化されることはない。

7, 均衡抑止論と PKO

力の均衡説は間違いである(198)ことの論拠として、サンクション一般が無効であるという論点が提示されているが、この論証形式では、ひとつでもサンクションが有効な実例が示されれば崩壊してしまう。「A や B が計算通りに行動するという保証はない」という論点は、オペレーション・リサーチに対して有効性を持つか。あまりにも主観的な論断がなされている。

ここからは正義の戦争という観点を否定し、戦争防止の手段としての戦闘行為も正当化されないという立場(絶対的平和主義)が出てくる。「正戦論の現代的意義は核戦争否定の強力な理由づけとなったこと」と論者は言うが、まるで正義の戦争論の立場を採用するかのごとくである。具体的にいえば、正義の戦争論から、限定付きの PKO 軍事行動は正当化されるだろう。しかし、絶対的平和主義からは、PKO 軍事行動も正当化されない。戦争状態を終焉させるための軍事行動は、いかなる場合にも、正当化できないという絶対的平和主義ははたして有効か。

回答：正義の戦争論を正しく理解すればそれによって核兵器が正当化される可能性はない。なぜなら核兵器が釣り合いのとれない武力行使であることは確かであるから。

8, 核兵器の撤廃

戦争から平和へシステム全体の転換が行われるなら、「軍備が不要になるはず……核時代の超克は、その時、初めて可能となるだろう」(220)。ピースミールの解決は不可能だが、ホーリスティックな解決(214)は可能であるという論点構成であるように見える。するとどこから着手するかという実践の対処ができなくなる。認識の視点としてのホーリズムが、そのまま実践の無効性と結びついている。ホーリスティックに認識して、ピースミールに実践するという構造(think global, act local)でなければ、平和の実現はできないと思われるが。

回答：しかし、個別的な場面で行動する際に、グローバルでホーリスティックな視点での平和理解が不可欠であると言える。

9, 平和学の世代継承性

戦争を経験した世代は、永久の平和のために身を捧げるが、次の世代は戦争という罪をふたたび犯す。平和への意思が世代継承性を持たないことが人類の悲劇を生み出している。平和学は、この課題に応えることができるか。

回答：平和学がその課題を果たさねばならない。

以上の質疑応答は約三時間にわたり、回答は正確な記録に基づくものではないが、メモによって再現したが、論者が質問に対して誠実に、かつその極めて豊かな学識を駆使して諄々と回答したものであって、とてもよく再現できるものではないが、質疑応答の結果、浮かび上がったものは、平和学の多面的性格であって、あらゆる学問領域にまたがり、あるテーマは

必ずしも他のテーゼと両立不可能であるわけでもないという holisic な性格があらわにされた。

論文審査の結果の要旨

本論文の特徴として、まず第一に指摘されるのはその学際的な性格である。平和学の学際性はその研究者自身によって、常に指摘されてきた点であり、分けても Alan and Hanna Newcombe によって図像的表現された図 (Alan and Hanna Newcombe. *Peace Research Around the World*, Oakville, 1969) が、有名であるが、そこには平和学、社会福祉学、医学、物理学・生物学、数学、経済学、国際関係論、心理学、社会学、人類学、歴史学、政治学、法学、哲学・倫理学、宗教学・神学、文学が、輪の形でならべられている。それは単に理念としての平和学がそのような関連性をもつという思想を表現しているだけではなくて、実際に第二次大戦後の戦争と平和についての言説が描きだす軌跡が、そのような学際性を示しているという20世紀における知の現実を示している。

ユネスコ、国連大学、国連平和大学 (コスタリカ)、国連訓練調査所 (UNITAR)、ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI)、オスロ国際平和研究所 (PRIO)、合衆国平和研究所 (USIP) などの平和研究機関はいずれもそのような学際性の自覚の上に構想されている。

本論であつかうさまざまな論点も経済学、政治学、哲学等、きわめて多領域にわたり、そうしたさまざまな議論を「平和学」として集約することの重要性を雄弁に示している。

本論文の第二の特徴として、核廃絶に向けた実践的な性格を指摘することができる。論者は、核兵器廃絶、核実験禁止、軍縮、軍備撤廃、環境保全、原発見直し、オルタナティブ・テクノロジー、第三世界の飢餓解消、民主化、人権擁護、フェミニズム、医療倫理の確立、労働時間短縮などの要求は、戦争に向かう傾向に抵抗する平和キャンペーンのさまざまな異相であるというとらえ方をする。学校・大学における平和学の教授の実態調査を、第二部におく本論文の構成も、平和学が単に平和についての理論的な論点の整理ではなくて、現実には多くの人々の胸に核廃絶への道を歩もうとする意思を植え付けようとする、平和学の実践的な特質を示している。

本論文の第三の特徴として、平和学そのものの未完了的特質を指摘することができる。論者は、確かに強烈な情熱と意志によって平和学を日本に定着させようと努力しているのだが、しかし、その平和学はつねに形成途上にあり、世界中で同時に進行している平和学の進展と変容を見きわめて、けっして小さな独断主義に居座って住まうということはない。状況は流動的であり、あらゆる学問領域にまたがる戦争と平和をめぐる議論の全体的なパラダイムを、平和へのパラダイムに転換しようとする建設的な姿勢が、本論の至る所で示されている。

本論の叙述の形式については、多くの問題が残されている。同一の論点が論文の全体の各所に分散して表現され、それらの全体的な文脈を把握するのに何度も読み返しを必要とするなど、叙述の形式的整備という点では大いに問題がある。また個々の論点について論者の主観的な感情があまりにも露骨に表明されている点多々あり、論敵となる立場に対する更に精密な配慮を要すると思われる点もある。しかし、論者の個人的独断のように見えるものが、実は高柳先男、川田侃、武者小路公秀、白井久和、山田浩など日本の平和学を代表する研究者の間の共通理解であることが多く、表現の一面をとらえてその実質が主観的であるとの評価を下すことはできない。

本論文は平和の可能性の追求という極めて困難な課題に正面から挑んだ先駆的な研究内容を集約するものであり、審査に当たったものとして、論者の指摘や判断に全面的に同意できないものが多くあったことは確かである。しかし、Georg Picht, Dieter Senghaas の翻訳紹介、Theodor Lentz, Johhanes Galtung, Wolfgang Huber, Sugata Dasgupta, など現代の有力な平和学の研究者の論点を極めて幅広く採録しつつ、世界の平和学の教育と研究の現状を実証的に調査報告して、平和学の全体像を描きだした功績は大としなければならない。これはハイデルベルク大学 (独)、セリオーク連合・バーミンガム大学 (英)、アリゾナ州立大学、欧州平和大学院、ザルツブルク大学、ハーバードロースクール人権研究所等で教鞭をとりつつ得た国際交流の成果、また日本平和学会副会長 (1981—83)、日本平和学会会長 (1989—91) という重席をつとめることによって得た日本での学会状況の把握なしには成し遂げられなかった成果である。

以上、審査したところにより、本論文は博士 (文学) の学位論文として価値のあるものとして認められる。なお、平成12年6月26日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。